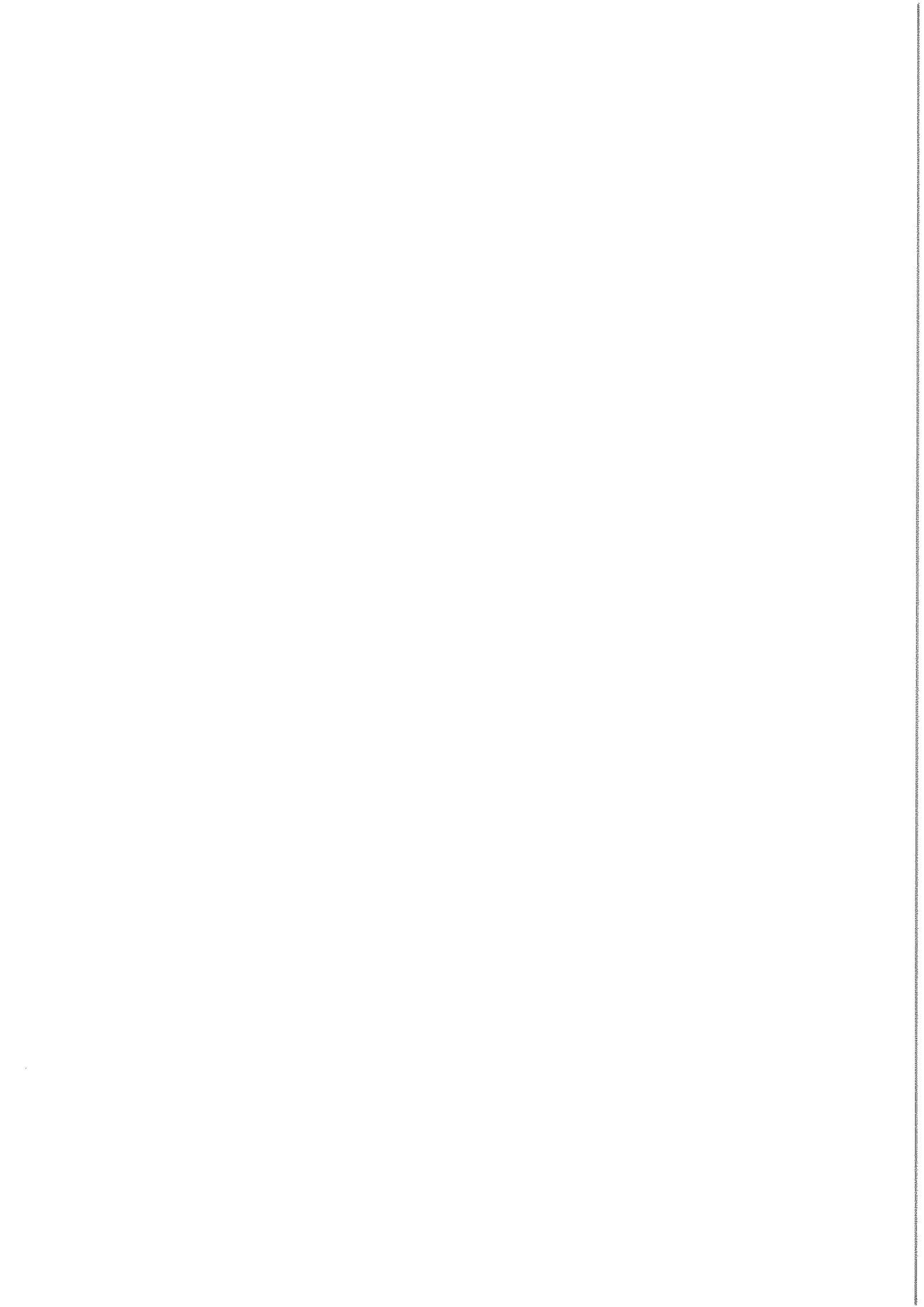


東京都内の路上工事対策五箇年計画

(平成 25 年度～平成 29 年度)

平成 25 年 7 月

東京都道路工事調整協議会



1 目 的

東京都道路工事調整協議会では、「東京都内の路上工事対策五箇年計画(平成20～24年度)」において、23区では平成24年度までに路上工事の車線規制時間を80.6万時間以下(平成19年度実績値)とする目標に基づき、工事時期の調整、工事の平準化及び年末・年度末の路上工事の抑制などに取り組んできた。

その結果、平成19年度に80.6万時間であった総規制時間は、占用企業者をはじめとする関係各機関の努力により、平成24年度末には72.4万時間(10.2%の縮減)まで縮減し、目標を上回る成果を上げることができた。また、都内の道路利用者を対象としたアンケート調査結果でも、路上工事にご理解をいただいている人の比率が、平成19年度と比較して平成24年度には23%から41%と18%増加するなど、道路利用者の路上工事に対する不満はある程度緩和している。

しかしながら一方では、都心部を中心にして電線共同溝の重点整備事業の実施計画があるなど、新たな工事需要の増加要因が見込まれている。加えて、道路利用者等に対するアンケート調査においても、ある程度利用者の不満の声が改善されたとはいえ、依然として路上工事の改善を求める声が多いなど、路上工事の対策については、なお一層重点的に取り組んでいく必要がある。

こうした状況をふまえ、今般新たに策定する「東京都内の路上工事対策五箇年計画(以下、本計画という。)」では、これまで実施してきた路上工事対策についての取り組みをさらに充実・強化し、路上工事時間の増加を抑制していくとともに、路上工事の改善による道路利用者の不満の解消に努めていくものとする。

なお、本計画では、23区部に加えて多摩部においても、地域特性や占用企業者の実態等を考慮しつつ、国道・都道の管理者が中心となって路上工事の縮減に向けた対策を講じていくものとする。

2 期 間

平成25～29年度

3 区 域

23区部及び多摩部

- 4 対象道路
東京都内の一般国道及び都道
- 5 対象工事
車線規制を伴う路上工事
- 6 目 標

23区部においては、毎年度、路上工事規制総時間を80万時間以下とする。

都心部を中心として電線共同溝の重点整備事業の実施計画があるなど、新たな工事需要の増加が見込まれているが、これまでの路上工事対策の取り組みを更に充実・強化し、各管理者と占有企業者が一体になって取り組み、路上工事時間を80万時間以下に抑制する。

なお、多摩部においては、過年度に路上工事時間等の計測を行っておらず、本五箇年でそれらの計測を予定しているため、数値目標の設定はしないが、本計画の各取り組みについては23区部と同様に行っていくこととする。

7 具体的な取り組み

① 路上工事時間の管理徹底

ア 工事時期等について道路工事調整会議での調整・管理の徹底
管理者工事及び占有企業者工事の年間工事時間や時期等について、道路工事調整会議において調整及び管理を徹底する。

イ 共同施工や非開削工法の促進による工事の効率化

掘削箇所が重複する工事については、道路工事調整会議により、複数の事業者による共同施工の推進をとり組むように徹底する。また、都市型災害対策や管の老朽化対策の促進策として、シールド工法、内面被覆工法、管の取替・更生の非開削工法等の積極的活用及び新技術の導入を更に促進する。

ウ 平準化に配慮した工事発注・工事着手の促進

年度末に集中する道路管理者工事の分散化・平準化をすすめるために、債務負担工事などの工夫を更にすすめ、単年度執行から多年度執行へのシフトを図る。また、発注時期を年度の早い時期に前倒するなど年度末工期を避けるように工夫することで、予算消化のための年度末工事という批判についても払拭に努める。

エ 工事抑制の実施（別紙）

○ 年末・年始の抑制

「年末年始時における道路工事及び道路占用工事抑制方針」を定め抑制を図る。抑制期間は、概ね12月後半から1月上旬までとする。

○ 年度末の抑制

年度末工事の集中化を防止するため、3月中は原則として全面的に工事を抑制する。

○ 春の行楽期の抑制

ゴールデンウィーク等の行楽期等で交通渋滞の著しい路線及び区間を特定して抑制を図る。抑制期間、実施路線等については、別途、協議会において定めるものとする。

○ 旧盆期前後の抑制

旧盆を中心として夏の行楽期で交通渋滞の著しい路線及び区間を特定して抑制を図る。抑制期間、実施路線等については、別途、協議会において定めるものとする。

② 掘り返し抑制対策の推進

ア 共同溝・電線共同溝の整備促進

長期的な観点で道路の掘り返し工事を縮減する効果が大きい、電線共同溝及び共同溝等の整備を今後も更に促進する。特に東京都では今後10年間で、環状6号線と荒川で囲まれるエリア内の都道の電線共同溝設置を完了させる予定である。

③ 路上工事の改善

ア 工事作業員のマナーの向上

路上工事現場におけるマナーや誘導方法の向上を目的に、工事関係者を対象とした講習会を開催するなど、路上工事対策に関する工事関係者の意識高揚を図る取り組みを検討する。

イ 合同パトロールによる路上工事改善意識の共有・高揚

工事関係者の路上工事改善意識の高揚を図ることを目的とし、合同パトロールを行う。指摘事項だけでなく優良施策等を水平展開する。

ウ 優良工事表彰の公開

優良路上工事表彰における好事例をHP等で公開し、広く周知する。

④ 路上工事の情報提供改善

ア 工事看板や事業説明看板の改善

工事の目的や内容、完成時期などが、道路利用者等に一目で伝わるように、工事看板の改善や事業説明看板の設置などを推進する。

イ 分かりやすい工事周知チラシによる情報提供

沿道住民・道路利用者へ、わかりやすく漏れのない工事情報を提供するとともに、「路上工事の必要性」、「路上工事対策への取組み」に対する理解促進を図る。

⑤ 沿道開発業者への協力依頼

ア 「工事抑制」「掘り返し抑制」の協力依頼を継続

国と都と区の占用申請窓口、区の建築申請窓口、各占用企業の申込み窓口にて、沿道開発業者へ「工事の縮減・抑制」、「掘り返し抑制」の協力依頼を継続する。

路上工事抑制内容

月		目 標
4月～11月		極力平準化を図る。 ただし、春の行楽期及び旧盆期については、渋滞予想箇所を設定し、緊急工事及び抑制除外工事Aを除き全面禁止とする。 【注1】
12月	前半	極力平準化を図る。
	後半	緊急工事及び抑制除外工事Aを除き全面禁止とする。 詳細は別途定める「年末年始時における抑制方針」による。 【注2】
1月	上旬	緊急工事及び抑制除外工事Aを除き全面禁止とする。 詳細は別途定める「年末年始時における抑制方針」による。 【注2】
	中・下旬	極力平準化を図る。
2月		極力平準化を図る。
3月		緊急工事、抑制除外工事A及びBを除き、全面禁止とする。

注1：行楽期等抑制については、東京都道路工事調整協議会調整部会幹事会において抑制期間・抑制箇所等を別途決定する。

注2：年末年始抑制については、「年末年始時における道路工事及び道路占用工事抑制方針」を東京都道路工事調整協議会調整部会幹事会において抑制期間・抑制箇所等を別途決定する。

緊急工事、抑制除外工事は下記の通りとする。

【緊急工事】

- i. 交通事故の防止等の観点から緊急に実施する必要がある工事
- ii. 道路陥没、水・ガス漏れ等に対する緊急工事

【抑制除外工事A】

- i. 道路管理者が行う道路の維持作業
- ii. 供給又は取替工事等のうち、真にやむを得ないと認められるもの。
- iii. 常設作業帯内及び未供用区間内で行われるもの
- iv. 上記以外の工事で、特別の事情により道路管理者と交通管理者が協議の上、施工を認めたもの

【抑制除外工事B】

- i. 公益物件を収容し、路上工事の抑制に寄与する共同溝・電線共同溝等工事
- ii. 自動車交通から公共交通に転換を促し、自動車交通の低減に寄与する鉄道工事等
- iii. 自動車交通を分散し、効率的な交通の確保に寄与する首都高速中央環状線工事等
- iv. 老朽化対策など道路の安全性の向上を図る必要のある橋梁補強工事等
- v. 道路や占用物件の維持のための軽微な路上作業
- vi. ビル建築等に伴う供給・処理工事、車両出入り口等の工事
- vii. 段差解消やエレベータ設置等のバリアフリー工事
- viii. 地下鉄の火災対策工事